

令和4年度第1回福島県建築審査会 議事録

日時：令和4年6月1日（水）

14：00～16：00

場所：本庁 3階 福祉公安委員会室

出席者等

○福島県建築審査会委員

会長 森山 修治
委員 垣見 隆禎
委員 川崎 興太
委員 酒井 美代子
委員 佐藤 志保
委員 本田 哲夫
委員 村上 早紀子

○事務局

土木部	次長	大竹 健義
土木部建築指導課	課長	星 剛
	主幹兼副課長	加藤 敏史
	専門建築技師	滑川 雅樹
	主任建築技師	鈴木 勝

○傍聴者 12名

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事

議題1 福島県建築審査会長及び会長代理の選任について
議題2 建築基準法第44条第1項第四号の規定に基づく許可について
議題3 建築基準法改正に伴う福島県建築審査会運営規程の改正について

4 報告事項

報告1 建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づく許可に関する包括同意基準による許可件数について
報告2 建築基準法第44条第1項第二号の規定に基づく許可に関する包括同意基準による許可件数について
報告3 建築基準法第56条の2第1項ただし書許可に関する包括同意基準による許可件数について

5 その他

建築基準法第3条第1項第三号の規定に基づく保存建築物について

- 6 閉 会

令和4年度 第1回 福島県建築審査会 議事録

発言者	内容
事務局	<p>今回の審査会については、委員の改選後、初めての開催となりますので、会長及び会長代理の選出をいたします。</p> <p>会長が選出されるまでの間は、前会長の森山委員に議長を務めていただきます。</p> <p>森山委員、よろしくお願いいたします。</p>
議長 (森山委員)	<p>森山でございます。</p> <p>しばらく、議長を務めさせていただきます。</p> <p>皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>会長及び会長代理は、建築基準法第八十一条の規定により、委員の互選によることとなっておりますが、御推薦等はございますでしょうか。</p>
各委員	<p>《推薦なし》</p>
議長	<p>事務局に案があれば聞かせてください。</p>
事務局	<p>引き続き、会長を森山修治委員に、会長代理を川崎興太委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>《意見なし》</p>
議長	<p>特に御意見がないようですので、事務局案のとおり、会長を私が、会長代理を川崎委員としてよろしいでしょうか。</p>
川崎委員	<p>《了承》</p>
事務局	<p>それでは、会長が選出されましたので、引き続き、森山会長に議長をお願いいたします。</p>
議長 (森山会長)	<p>改めまして、議長を務めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様の御協力を、よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>議題2に入ります前に、福島県建築審査会条例第4条により、本日の審査会は委員の2分の1以上の出席がありましたので、開催の規定を満たしておりますことを確認いたしました。</p> <p>また、福島県建築審査会運営規定第4条により、議事録署名人を選出することとなりますが、議長の指名としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>《異議なしの声》</p>
議長	<p>異議が無いようですので、酒井委員と佐藤委員を指名します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題2に入りたいと思います。</p> <p>議題2『建築基準法第44条第1項四号の規定に基づく建築許可について』事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《議題2について説明》</p>
議長	<p>ただ今の説明に関しまして、御意見、御質問などはございませんか。</p>
酒井委員	<p>1115号線の交通状況はどのようになっているのでしょうか。また、一方通行となっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>1115号線ですが、周辺に民間の駐車場と学習塾しかなく、駅へ向かう道路については別のメイン道路がありますのでこちらのほうの車両の通行は一日に10台あるかないか位のかなり少ない交通量になります。</p> <p>また、一方通行ではなく対面通行です。</p>
酒井委員	<p>この建物の色は、もう決定しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>決定しています。</p>
酒井委員	<p>交通が少ないということですが、イメージパースの写真をみると、曲がるところの突き当たりはこの建物があるということで、この色だと突っ込んでしまうことがなきにしもあらずではないかと感じます。</p> <p>高さ4.5メートルということで、救急活動の際に大丈夫なのか。</p> <p>視覚的に訴えることも必要かと思うので、このくらいの赤がついていてもいいのではないか。また、正面の入り口のところにも視覚的な工夫が必要何ではないか</p>

事務局	<p>色につきましては、須賀川市にご意見を伝えます。</p> <p>交通につきましては、警察署と道路管理者と消防署の方からは支障はないという回答をいただいているところではあります。</p>
酒井委員	<p>何かあってからではちょっとと思うので、お伝えいただければと思います。</p>
事務局	<p>車両に対する注意喚起はおっしゃる通りかと思えます。</p>
川崎委員	<p>現状の交通体系などから支障はないと判断したのはわかりましたが、確認になりますが、将来的に須賀川市のほうで、例えば、駅前広場を再整備するとか道路を拡幅するとかそういった予定はないということでしょうか。</p>
事務局	<p>対象となる道路についての拡幅は予定されていません。</p>
本田委員	<p>もっと本質的にその道路の上を使う必要がある計画かなと思っていて、聞き始めたのですけれど、あえて道路の上に建物をつくらなければいけないその理由はなんですか。そこまでする必要があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、既存の駅舎の方が市の施設として残さなければいけないというのがありまして、こちらの東西連絡通路と橋上駅を併せて整備することになるのですが、設けるスペースが駅の左側しかスペースがありません。</p> <p>また、誰にでも使いやすい駅舎としてバリアフリーのため、エレベーター、エスカレーターを設けておりまして、階段の設置場所がここにしかつけないことができないという状況です。階段の幅は、駅利用者の通行人数から算出しますと、最低限3メートル弱の幅が必要になるということで、当該部分がはみ出さざるを得なかったということです。</p> <p>なお、建設はJRになりますが、今後東西連絡通路の管理は市が行うことになりますので、道路と管理者は一緒になります。</p>
本田委員	<p>本来は道路用地を拡幅するとか、私有地を買収するとかして道路を別に通して、建物をJR内のものにしてやっていくというのが本来の在り方だと思うのですが、何でそうしないのですか。</p> <p>なぜ中途半端なやり方をするのか。発想がわからない。何十年もこのまま道路の上に建物がある状態が続くわけですね。歩道橋とかなら道路の上を通るのは当たり前だが、建物を道路の上につくる理由が理解できません。</p>

事務局	そこは検討不足な部分があったと思います。こちらも須賀川市の方に伝えたいと思います。
川崎委員	先ほどの補足になりますが、建築計画的にどうしても敷地内には収まらない計画上の理由があるということですね。
事務局	はい。
川崎委員	それは例えばどういった点で収まらないのか、分かりやすく説明していただけるとありがたいと思うのですが。まずは原則敷地内に収めることが普通なのではないか。建築計画上説明できればいいかなと思ったのですが。
事務局	J Rの駅構内にも突き出すことはできないかという検討もされたのですが、管理が須賀川市になりますので、電車の運行上有事の際、電車を止めなければならなくなったり、管理者が違うと対応に遅れがでるといったことに影響が出ますので、J Rの用地の中に突き出すよりは、こちらの道路に突き出さざるを得なかったということです。
本田委員	道路から建物の下までの突き出すところの高さはどのくらいなのか。
事務局	4. 5メートルになります。
本田委員	4. 5メートルを超える車両がありますよね。
事務局	ありますが、こちらの方の道路にはほぼ入ってこないということで、消防車両についても4. 5メートルを超える車両は入らないということで支障はないという回答をいただいております。
垣見委員	図面の建物はすべて新築ですか。
事務局	赤の部分はすべて新築です。
本田委員	右側の施設ですけれども、ほかの道路につながって出入りが可能な状況ということであれば、ここの道路は通行しなくてもよいという方向で市と協議するというか、道路の検討は必要ないかと思います。やはり道路の前に建物があるというのはどうかと思います。

<p>事務局 (須賀川市)</p>	<p>本計画は、須賀川駅の利便性が悪いという十何年課題としてきた事業をやっと始めることができるというものでして、駅の東側からしかアクセスできないという須賀川駅の現状を西側からもアクセスできるようにするもので、JRの協力の下、設計が固まって確認申請の運びになるというところで審査会が必要だということになりました。</p> <p>計画する中で、元々は敷地内で収める計画でしたが市民の方から上り階段だけではなかなかつらいというお話などがありまして、本来であれば上下のエスカレーターを設置したいところなのですが、維持管理等もありまして、なんとか上りのエスカレーターだけを追加で整備したいということになりました。</p> <p>そのときに通路の幅員は4mということで決まっておりましたので4mを通る歩行者の有効幅員がいくらになるかということと駅の利用者の乗降者数などから割り出して求めたのが上下で2人ずつ合計4名は平行して通れる幅員が必要ということでJRと設計を進めて参りました。</p> <p>エスカレーターの方が資料の17ページの図面ですけれども、エスカレーターで上り1名、階段の方で上りと下りで3名確保するという事になるとこの幅員が必要になるということで、JRのホーム上に突き出してしまいますと何かあったときに電車を止めなければいけないとかJRとの協議に時間がかかったということもあって、それであれば管理者が同じ須賀川市である自由通路のほうで1155線の方も道路管理が須賀川市ということで、協議がスムーズに進んで迅速な対応ができるということもあり、道路内建築を選択せざるを得なかったということです。</p> <p>計画に当たりましては地元の町内会や高校生などを含めて説明会、意見交換会を行いまして地元からの要望も間違いなくあった上でのこの形になっております。</p>
<p>議長</p>	<p>今までのご説明を参考の上で、同意する人は挙手をお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>《委員6名中、挙手5名》</p>
<p>議長</p>	<p>同意者が過半数でしたので同意ということになります。</p> <p>ただ、須賀川市さんもこういう意見があったということでお伝えいただけると。また、市民の方々やJRさんにもお伝えいただければありがたいです。市民の方々のなかにもこのような意見がある方がいらっしゃると思うので今後の計画を進める上で参考にさせていただければと思います。</p>

議長	<p>それでは、この件については、意見をつけての条件付きの同意とするということで先に進みたいと思います。</p> <p>皆さん貴重なご意見どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、議題3『建築基準法改正に伴う福島県建築審査会運営規程の改正について』事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《議題3を説明》</p>
議長	<p>ただ今の説明に関しまして、御意見、御質問などはございませんか。</p>
各委員	<p>《意見なし》</p>
議長	<p>それでは、特に御意見がなければ、この件ついて認めることでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>《異議なしの声》</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。</p> <p>それでは、議長を解任させていただきます。</p> <p>皆さん、御協力ありがとうございました。</p>

(記録者 福島県建築審査会事務局 鈴木)